特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	個人住民税及び森林環境税関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
綾部市は、個人住民税及び森林環境税関係事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
京都府綾部市長

公表日
令和7年5月7日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税及び森林環境税関係事務
②事務の概要	地方税法、綾部市税条例、京都府府税条例及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき個人住民税及び森林環境税の以下の事務を行う。 1　課税資料の収集及びそれに準ずる調査・確認 2　賦課決定、更正、減免とその通知 3　課税証明書発行 4　国税連携及び他市間連携
③システムの名称	市町村基幹業務支援システム（個人住民税システム）、京都府・市町村税務共同型申告支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、eLTAXシステム、国税連携システム、電子申告の達人、申告支援システムイメージ管理オプション、市町村基幹業務支援システム（個人住民税システム）（標準準拠システム）

2. 特定個人情報ファイル名
個人住民税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第第1項　別表(9条関係)24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の主務省令で定める事務を定める命令　第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1　情報照会の根拠 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表　第48項及び第50条 2　情報提供の根拠 令和6年デジタル庁総務省令第9号第2条の表の第 1.2.3.4.5.7.13.28.37.39.42.48.49.53.57.58.59.63.65.66.69.73.75.76.81.83.84.86.87.88.89.90.91.92.96.98.106.108.115.124.125.129.130.132.137.138.140.141.142.147.151.152.156.158.160.161.163.164.165.166.167.168.169.170171.172.173項 令和6年デジタル庁総務省令第9号 第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第15条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第149条、第153条、第154条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画総務部　税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1　☎0773-42-0502

８．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	企画総務部　税務課　市民税担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1　☎0773-42-4235

９．規則第９条第２項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項等を遵守している。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月20日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム)、京都府・市町村税務共同型申告支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム)、京都府・市町村税務共同型申告支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、eLTAXシステム、国税連携システム	事後	
平成30年4月20日	Ⅰ-5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	税務課長　梅原　正巳	税務課長　大槻　一郎	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成31年4月26日	Ⅰ-5. 評価実施機関における担当部署　①部署	綾部市税務課	企画総務部　税務課	事後	
平成31年4月26日	Ⅰ-5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役	税務課長　大槻　一郎	税務課長	事後	
平成31年4月26日	Ⅰ-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部　総務課　情報管理担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	企画総務部　総務課　情報管理担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	事後	
平成31年4月26日	Ⅰ-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	総務部　税務課　市民税担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	企画総務部　税務課　市民税担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	事後	
平成31年4月26日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
平成31年4月26日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和2年5月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	評価の再実施
令和2年5月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	評価の再実施
令和3年6月18日	Ⅰ-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	企画総務部　総務課　情報管理担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	事後	
令和4年6月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年6月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和5年6月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和5年6月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年5月28日	評価書名	個人住民税関係事務　基礎項目評価書	個人住民税及び森林環境税関係事務　基礎項目評価書	事前	
令和6年5月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	個人住民税関係事務	個人住民税及び森林環境税関係事務	事前	
令和6年5月28日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　①事務の名	個人住民税関係事務	個人住民税及び森林環境税関係事務	事前	
令和6年5月28日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	地方税法及び市税条例に基づく個人住民税に関する事務	地方税法、市税条例及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく個人住民税及び森林環境税に関する事務	事後	
令和6年5月28日	Ⅰ-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-0502	事後	
令和6年5月28日	Ⅰ-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	企画総務部　税務課　市民税担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	企画総務部　税務課　市民税担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-4235	事後	
令和6年5月28日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年5月28日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和7年5月7日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	地方税法及び市税条例に基づく個人住民税に関する事務	地方税法、綾部市税条例、京都府府税条例及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき個人住民税及び森林環境税の以下の事務を行う。 1　課税資料の収集及びそれに準ずる調査・確認 2　賦課決定、更正、減免とその通知 3　課税証明書発行 4　国税連携及び他市間連携	事後	
令和7年5月7日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム)、京都府・市町村税務共同型申告支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、eLTAXシステム、国税連携システム	市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム)、京都府・市町村税務共同型申告支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、eLTAXシステム、国税連携システム、電子申告の達人、申告支援システムイメージ管理オプション、市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム)(標準準拠システム)	事後	
令和7年5月7日	Ⅰ-3. 個人番号の利用　法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1第16項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第第1項　別表(9条関係)24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月7日	Ⅰ-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第１９条第７号　別表第２第２７項	1　情報照会の根拠 番号法第１９条８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第２条の表　第４８項及び第５０条 2　情報提供の根拠 令和６年デジタル庁総務省令第９号第２条の表の第 1.2.3.4.5.7.13.28.37.39.42.48.49.53.57.58.59.63.65.66.69.73.75.76.81.83.84.86.87.88.89.90.91.92.96.98.106.108.115.124.125.129.130.132.137.138.140.141.142.147.151.152.156.158.160.161.163.164.165.166.167.168.169.170171.172.173項 令和６年デジタル庁総務省令第９号 第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第15条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第149条、第153条、第154条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条	事後	
令和7年5月7日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和６年４月１日　時点	令和７年４月１日　時点	事後	
令和7年5月7日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和６年４月１日　時点	令和７年４月１日　時点	事後	
令和7年5月7日	Ⅳ-8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年5月7日	Ⅳ-8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か　判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項等を遵守している。	事後	
令和7年5月7日	Ⅳ-11. 最も優先度が高いと考えられる対策		1)目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年5月7日	Ⅳ-11. 当該対策は十分か		十分である	事後	
令和7年5月7日	Ⅳ-11. 当該対策は十分か 判断の根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。	事後	